

令和4年5月10日
近検協第04-012号

報告会社 御中

一般社団法人
近畿ブロック昇降機等検査協議会



令和4年4月分 受付状況ご通知（月報）

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は定期検査報告につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、4月度の受付台数は12,299台で前年同月比98.8%です。

つきましては、下記の項目についてご連絡致しますのでよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 兵庫県に報告する定期検査報告書（第二面）第1項未記載への対応について

平成26年度5月分月報でお知らせの定期検査報告書（第二面）第1項未記載の場合の兵庫県の指導内容が一部変更になり、下記②、③の運用が不要になりました。

（平成26年度5月月報一部抜粋）

②古い物件で初回報告する場合

昇降機には問題ないが、建物等に問題があり定期検査報告書（第二面）第1項に記載できない場合を除いて、所有者・管理者に確認しても不明な場合には定期検査報告書（第二面）備考欄へ「第二面第1項の未記載については、調査しましたが不明であるため。」と記載できない理由を記載してください。また昇降機には問題ないが、建物等に問題があり未記載の場合は事前に兵庫県へ相談願います。

③既存物件

既存物件においても所有者・管理者へ確認しても不明な場合には、新規物件と同様に定期検査報告書（第二面）備考欄へ記載できない理由を記載願います。

上記の運用は終了しましたが、引き続き定期検査報告書（第二面）第1項の記載は必要です。特に新規報告物件や既存物件に「戸開走行保護装置」を設置後の報告時には必ず行政庁に確認のうえ記載するようお願いいたします。

2. 既設エレベーターへの安全対策改修促進リーフレットの配布について

この度、国土交通省は既設エレベーターへの「戸開走行保護装置」や「地震時等管制運転装置」等の安全対策の改修を促進するためのリーフレットを作成し、特定行政庁に配布しました。報告会社を通じて所有者様へ周知するために、協議会にもリーフレットが届きましたので必要部数を連絡いただければ送付させていただきます。またPDF版を月報に添付しますので確認及び印刷して活用願います。

必要部数連絡メールアドレス kinki-block@kbskk.or.jp

なお送付費用については別途相談させていただきます。

以上